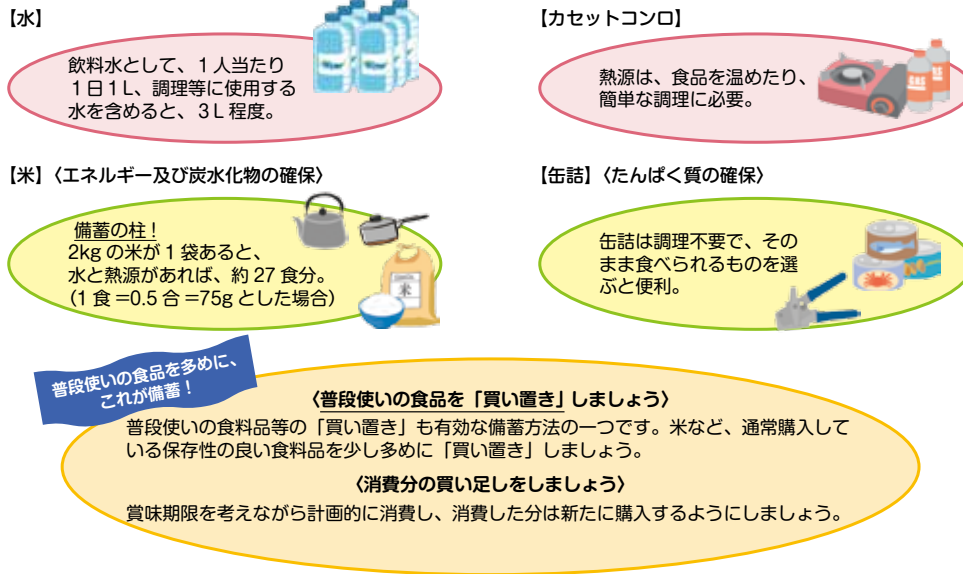


図1-1-16 緊急時に備えた主な備蓄食料品等



資料：農林水産省「緊急時に備えた家庭用食料品備蓄ガイド」

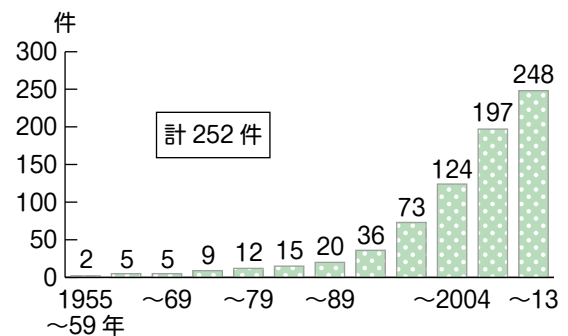
### (3) 農産物貿易交渉の状況

#### (EPA/FTA交渉等の取組)

我が国は、平成26(2014)年3月末現在で13の国・地域とEPAを締結しています。WTO<sup>1</sup>ドーハ・ラウンド交渉の行方が不透明な中、世界的にEPA/FTA網が拡大を続けています(図1-1-17)。

このような中、平成25(2013)年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」では、「グローバルな経済活動のベースとなる経済連携を推進し、貿易のFTA比率<sup>2</sup>を現在の19%から、2018年までに70%に高める」こととしています。このため、特に、TPP協定交渉に積極的に取り組むことにより、アジア太平洋地域の新たなルールを作り上げていくとともに、RCEP<sup>3</sup>(東アジア地域包括的経済連携)や日中韓FTAといった広域経済連携と併せ、その先にあるより大きな構想であるFTAAP<sup>4</sup>(アジア太平洋自由貿易圏)のルールづくりのたたき台としていくことが重要です。また、上記の取組に加え日EU・EPA等に同時並行で取り組むこととし、「各経済連携が相互に刺激し合い、活性化す

図1-1-17 世界のEPA/FTA締結件数の推移(累積)



資料：(独)日本貿易振興機構「ジェトロ世界貿易投資報告2013」を基に農林水産省で作成

注：1) WTO 通報ベースの地域貿易協定の件数を発効月ごとに集計。

2) 平成25(2013)年7月末現在。

3) 合計件数には発効年不明の4件を含む。

1 [用語の解説]を参照。

2 FTA 比率は、FTA 相手国(発効国及び署名済国)との貿易額が貿易総額に占める割合。

3 RCEPは、Regional Comprehensive Economic Partnershipの略。ASEANとFTAパートナー諸国によるEPAを目指すもの。FTAパートナー諸国は、日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランドの6か国。

4 FTAAPは、Free Trade Area of the Asia-Pacificの略。平成22(2010)年11月に横浜で開催されたAPEC首脳会議で、「アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)への道筋」が合意され、「FTAAPは、中でもASEAN+3、ASEAN+6及び、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉といった現在進行している地域的な取組を基礎として更に発展させることにより、包括的な自由貿易協定として追求されるべき」とされた。

ることにより、世界全体の貿易・投資のルールづくりが前進するよう、重要なプレーヤーとして貢献していく」こととされており、我が国は、このような方針の下、複数のEPA/FTA交渉に同時並行で取り組んでいるところです(図1-1-18)。

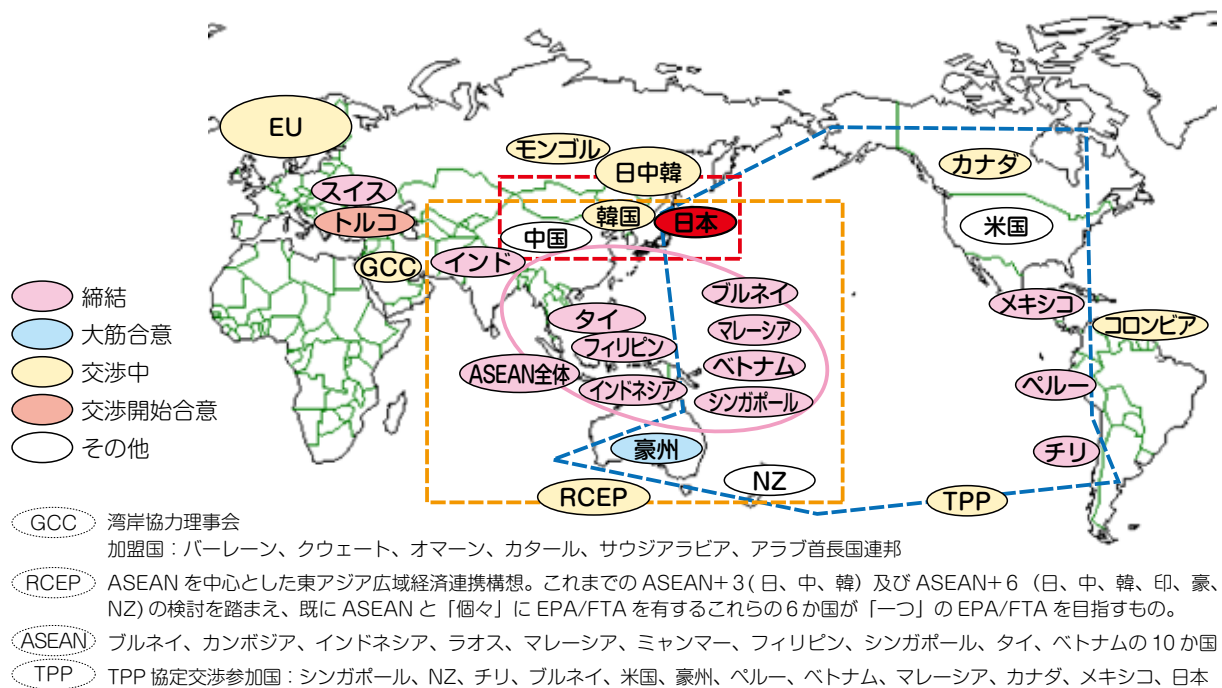
具体的には、豪州とは平成26(2014)年4月の日豪首脳会談でEPA交渉の大筋合意が確認されました。モンゴルとは平成25(2013)年4月に第3回、7月に第4回、12月には第5回の交渉会合を行いました。カナダとは平成25(2013)年4月に第2回、7月に第3回、11月に第4回、平成26(2014)年3月には第5回の交渉会合を行いました。コロンビアとは、平成25(2013)年5月に第2回、10月に第3回、平成26(2014)年2月には第4回の交渉会合を行いました。日中韓FTAについては、平成25(2013)年7月に第2回、11月に第3回、平成26(2014)年3月には第4回の交渉会合を行いました。

EUとは、平成25(2013)年4月にEPA交渉が開始され(第1回会合)、6月に第2回、10月に第3回、平成26(2014)年1月に第4回、3月には第5回会合を行いました。

さらに、RCEPについて、平成25(2013)年5月に交渉が開始され(第1回会合)、9月に第2回、平成26(2014)年1月に第3回、3月には第4回会合を行いました。

トルコとは、平成25(2013)年7月に共同研究報告書を公表し、平成26(2014)年1月の日トルコ首脳会談でEPA交渉の開始に合意しました。

図1-1-18 EPA/FTAの現状(全体像)



資料：農林水産省作成

### (TPP協定交渉の状況)

TPP協定交渉は、平成18(2006)年に発効した環太平洋戦略的経済連携協定(通称P4)の締約国であるシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイに加えて、米国、豪州、ペルー、ベトナムの8か国により、平成22(2010)年3月に開始されました。その後、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本が交渉に参加し、平成26(2014)年3月末現在12か国で協議を行っています。

TPP協定交渉は、平成23(2011)年11月のAPEC首脳会議で発表された「TPPの輪郭」

において「関税並びに物品・サービスの貿易及び投資に対するその他の障壁を撤廃する」とされており、包括的で高い水準の協定を達成すべく、21の分野で交渉が行われてきました(図1-1-19)。平成25(2013)年10月には、「TPP貿易閣僚による首脳への報告書」において、「相互の物品市場に包括的で関税のないアクセスを与え、同時に、サービス、投資、金融サービス、一時的入国及び政府調達に関する制限を除去する、高い水準の市場アクセスのパッケージの目標を達成することに集中している」ことが報告されました。

我が国のTPP協定交渉参加については、平成25(2013)年2月22日に日米首脳会談が開催され、日米共同声明において「日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティブティが存在することを認識しつつ、両政府は、最終的な結果は交渉の中で決まっていくものであることから、TPP協定交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではないこと」等が確認されました。

また、3月13日には自由民主党外交・経済連携本部において、「農林水産分野の重要5品目等」の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする」との決議がなされました。

これらを踏まえ、3月15日、安倍内閣総理大臣はTPP協定交渉への参加を決断し、交渉参加国にその旨を通知しました。TPP協定交渉参加の表明において、安倍内閣総理大臣は、TPP協定交渉については「国益にかなう最善の道を追求」するとしており、農林水産分野においては、「あらゆる努力によって、日本の「農」を守り、「食」を守る」と述べました。これを受けて、農林水産大臣は、交渉参加に当たっては、国益を守り抜き、農林水産分野の聖域を確保するよう全力を尽くすことを表明しました。

その後、我が国はTPP協定交渉参加に向けた関係国との協議を行い、平成25(2013)年4月12日には、日米協議が合意に至りました。そして4月20日、インドネシアで行われたTPP閣僚会合において、TPP協定交渉参加国各国と我が国の二国間協議が終了したことが確認されました。

これらの二国間の協議に前後して、4月18日に参議院、19日に衆議院の農林水産委員会においてTPP協定交渉参加に関して、「米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること」、「10年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと」等が決議されました。

7月23日、我が国はマレーシアで開催された第18回会合から交渉に参加し、8月にブルネイで開催された第19回会合でも引き続き交渉を行いました。10月にはインドネシアでTPP首脳・閣僚会合、12月及び平成26(2014)年2月にはシンガポールでTPP閣僚会合が開催されました。2月の閣僚会合では、12月の閣僚会合で特定されたテキストの着地点の大部分について合意し、包括的でバランスの取れた成果を目指す観点から、残された課題を解決するための道筋が示されました。市場アクセスについても、二国間会合を通じて精力的に交渉を進め、今後も作業を継続することとされました。

TPP協定交渉では、高い水準の市場アクセスを達成することが目標とされており、交渉参加国の間で厳しい交渉が続いていますが、我が国は、二国間会合や全体会合の場で、衆参両院の農林水産委員会決議を踏まえる必要があることや、農林水産物にセンシティブティが存在することを粘り強く説明し、各国の理解を求めています。

引き続き重要5品目等の聖域の確保について、衆参両院の農林水産委員会決議も踏まえ、

国益を守り抜くよう、全力で交渉に取り組むこととしています。

TPP 協定交渉に当たっては、経済再生担当大臣を本部長とする「TPP 政府対策本部」の下、複数の分野にわたって関係省庁が情報を共有しながら、一体的に対応しています。国民への情報提供についても、交渉会合の前後に与野党の会合で交渉の状況を説明し、また、関係団体や地方公共団体に随時説明会を開くなど、できる限りの情報提供に政府全体で取り組んでいます。

図 1-1-19 TPP 協定交渉で扱われる分野

(1) 物品市場アクセス		(2) 原産地規則	(3) 貿易円滑化	(4) SPS(衛生植物検疫)	(5) TBT(貿易の技術的障害)	(6) 貿易救済(セーフガード等)		
(作業部会としては、農業、繊維・衣料品、工業) 物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。		関税の減免の対象となる「締約国の原産品(=締約国で生産された産品)」として認められる基準や証明制度等について定める。	貿易規則の透明性の向上や貿易手続きの簡素化等について定める。	食品の安全を確保したり、動物や植物が病気になるようにするための措置の実施に関するルールについて定める。	安全や環境保全等の目的から製品の特質やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。	ある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該産品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)について定める。		
(7) 政府調達	(8) 知的財産	(9) 競争政策		サービス				(14) 電子商取引
				(10) 越境サービス	(11) 一時的入国	(12) 金融サービス	(13) 電気通信	
中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。	知的財産の十分な保護、模倣品や海賊版に対する取締り等について定める。	貿易・投資の自由化で得られる利益が、カルテル等により害されるのを防ぐため、競争法・政策の強化・改善、政府間の協力等について定める。特に、国有企業の民間企業との競争条件に関するルールを定める。		国境を越えるサービスの提供(サービス貿易)に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるとともに、市場アクセスを改善する。	貿易・投資等のビジネスに従事する自然人の入国及び一時的な滞在の要件や手続等に関するルールを定める。	金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。	電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。	電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。
(15) 投資	(16) 環境	(17) 労働	(18) 制度的事項	(19) 紛争解決	(20) 協力	(21) 分野横断的事項		
内外投資家の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。	貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。	貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。	協定の運用等について当事国間で協議等を行う「合同委員会」の設置やその権限等について定める。	協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続きについて定める。	協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。	複数の分野にまたがる規制や規則が、通商上の障害にならないよう、規定を設ける。 「中小企業」「開発」「規制制度間の整合性」等		

資料：外務省作成

### (WTO 農業交渉の状況)

平成 13 (2001) 年、カタールのドーハにおいて、農業、鉱工業、サービスの自由化、アンチダンピング、補助金等のルールの策定、強化等を含む包括的な貿易交渉である WTO ドーハ・ラウンドが開始されました。このうち、農業交渉は、関税削減等をめざす市場アクセス、貿易に歪曲的な影響を及ぼす施策の実質的な削減をめざす国内支持、輸出の競争力に歪曲的な影響を及ぼす補助金の撤廃をめざす輸出競争の 3 つの分野で行われ、平成 16 (2004) 年 7 月末には交渉の大枠となる「枠組み合意」が成立しました。その後、関税削減等の方式を決めるモダリティ交渉が行われ、平成 19 (2007) 年 7 月以降、議長が提示したモダリティ・テキストに基づく議論が続けられ、平成 20 (2008) 年 7 月の非公式閣僚会合ではモダリティ合意に接近したものの、先進国と新興国との対立により会合は決裂し、モダリティ・テキストは同年 12 月の提示以降改訂されていません。

しかしながら、平成 23 (2011) 年 12 月に開催された第 8 回 WTO 閣僚会議の議長総括文書において、ドーハ・ラウンド交渉が近い将来に一括合意することは難しいと認めつつ、部分合意も含めた新たな手法により打開の道を探ることとされました。

これを受け、平成 25 (2013) 年 12 月、インドネシアのバリ島で開催された第 9 回 WTO 閣僚会議において、農業分野の一部、貿易円滑化、開発など 3 分野からなる「バリ・パッケージ」が合意されました。農業分野では、①途上国の食料安全保障目的の公的備蓄

に関する暫定措置、②関税割当に係る透明性向上及び消化率の低い品目の運用改善、③輸出補助金の最大限の抑制等について合意されました。また、閣僚会議では、今後1年以内に、ドーハ・ラウンド交渉の残された課題について作業計画を作成することも合意されました。

WTO農業交渉において、我が国は、今後もドーハ・ラウンド交渉の前進に向け、引き続き「多様な農業の共存」を主張し各国の農業が発展可能となるルールの確立を目指していくこととしています。